

# 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

## グループホーム 夕なぎの家 運営規程

この規定は社会福祉法人夕凧会が開設する グループホーム 夕なぎの家（以下「事業所」という）が実施する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第1条 この規定は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にある者に、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### （運営方針）

#### 第2条

1. 事業所の従業者は、要介護状態又は要支援2であって認知症の状態にある者（著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、共同生活において利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う。
2. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### （名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 グループホーム 夕なぎの家
2. 所在地 岡山市東区宿毛 745-3

### （従業者の職種、員数、及び職務内容）

#### 第4条

1. 管理者 常勤1人（介護を兼任）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を、一元的に行う。
2. 計画作成担当者 常勤1人（介護を兼任）  
介護計画の作成を担当するとともにその業務に支障のない程度の介護業務を提供する。
3. 介護職員 常勤6人（介護職員） 非常勤1人（介護職員）  
なお、夜間時間帯は、常勤1人配置する。従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供する。

### （指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容）

第5条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にある者を対象に共同生活を送る住居を準備し、日中は利用者3人に対して1人の介護職員を配置し、夜間は1人の夜勤者を配置し、共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用)

第6条

1. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割負担となる場合もある。
2. 食材料費 朝…250円 昼…400円 おやつ…100円 夕…450円
3. 家賃（住居費） 月額 42,000円
4. 管理費 月額 21,000円
5. 上記1～4に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
6. その他、日常生活に係る費用（個人の日用品費、理美容料等）、個別支援費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り、その費用（別表記載）を徴収する。

(利用者の定員)

第7条 利用者の定員は、9人とする。（居室は個室9室）

(入居・退去に当たっての留意事項)

第8条

1. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護への入居に当たっては主治医の診断書に基づき、認知症状態であることを確認する。
2. 入居者が入院治療を要する場合は、病院又は診療所、他の介護保険施設を紹介する。
3. 利用者また他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条

- 面会時間は8：30～20：00の間とする。
- 消灯時間は21：00とする。
- 外出、外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出ること。
- 飲酒、喫煙は原則禁止とする。
- 設備、備品は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、原状復帰に関わる費用は利用者負担とする。
- 所持品、備品の持ち込みは身の回り品に限る。
- ペットの持ち込み、飼育はこれを禁止する。
- 入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- 他の入居者への迷惑行為は禁止する。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らない。
- 医療機関の受診等は、緊急時以外家族対応とする。緊急対応に関わる実費は利用者負担とする。

第10条

1. 施設は事故の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告等の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施。
2. 施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  3. 施設は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
  4. 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

#### (非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) ケアハウス棟防火管理者の指示に従い、火元責任者には管理者及び当番職員を当て、ケアハウス棟全体の災害防災マニュアル・緊急連絡網に順ずる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基礎訓練 (消火・通報・避難)
  - ② 利用者を含めた総合訓練 年2回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### (身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第12条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

#### (虐待防止のための措置)

第13条

1. 施設は、入所者の人権及び虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
  - (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 施設は入所者の処遇に当たり、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第14条 施設は、利用者と適正な契約手続を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第15条

1. 施設は、入所者の処遇に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 施設は、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告するものとする。
3. 施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条

1. 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、事業体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
  - ② 継続研修 年 1 回
2. 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、離職後においても、個人情報保護法に基づき、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 夕凧会と、事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
5. 施設は、入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(付則) この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。